

令和3年2月10日

新型コロナウイルス感染症防止対策について

学校法人 青森田中学園
新型コロナウイルス感染症対策本部

日本政府は2月2日、コロナ特別措置法に基づいて発令した緊急事態宣言について、10都府県を対象とした1カ月間の延長を発表しました。

本学園としては、今般の緊急事態宣言の延長に伴い、学園関係者の「緊急事態宣言の対象地域への往来」を原則として禁止させていただきます。(対象地域が移動の経由地となる場合も含む)やむを得ない事情で対象地域への往来が必要となった場合は、速やかに学習支援センターまで申告していただき、帰青後の2週間の「自宅待機」及び「健康観察」へのご協力をお願いいたします。

なお、緊急事態宣言の対象地域外であっても、県境を越える移動が必要となった際には、目的地の感染拡大状況をしっかりと確認し、くれぐれも慎重に行動するようにしてください。

また、青森県においては継続的に新規の感染症患者が発生しており、集団感染や感染経路の分からない市中感染も確認されていることから、引き続き厳重な警戒をしてください。

学園関係者の皆様には、重ねてのお願いとなりますが、日常生活における感染防止策をしっかりと実践していただくとともに、「(家族などの同居人を除く)5名以上が参加する飲み会・食事会・カラオケ等」への参加を自粛するようお願いいたします。

1. マスクの着用

原則として、授業中を含め学内ではマスクを着用するようにしてください(マスクは各自で持参してください)。特に近距離でディスカッションを行う形式の授業では、マスク着用を徹底してください。外出時は周囲の人との距離が十分にとれる場所(少なくとも2m以上)では、適宜マスクを外して休憩してください。

また、本学教員においては、講義中のマスク着用の代替として、フェイスシールドを着用して講義を行う場合もありますので、ご理解をお願いいたします。

2. 学内の換気の徹底

教室、演習室、実習室、研究室などでは、密閉空間にならないよう、適宜、換気を行うことを心がけ、授業中であってもこまめな換気を実施するようにしてください。

3. 手洗いの徹底、検温、健康管理

出勤、登校時や休憩時には、石鹸と流水による手洗いを励行してください。特に熱中症対策のため、水分補給をする際は、必ず手を洗ってください。アルコール消毒液は、各建物の入り口に設置しています。

マイク使用の講義室には、アルコール配合のウェットティッシュを準備しますので、講義前と講義後にマイクの消毒をするようにしてください。

毎日検温し、抵抗力が落ちないよう睡眠・栄養を充分取り健康管理をしてください。発熱等の症状がある時は、出勤、登校を控えてください。

4. 昼食時のカフェテリア利用について

昼食時には、限られた時間帯に多くの学生が集中するため、濃厚接触の危険性が高くなります。そのため、本学のカフェテリアでは、着席する際に向い合せや濃厚接触にならないよう、椅子を外し一つ置きに座るようにしていますので、勝手に椅子やテーブルを移動しないようご理解、ご協力をお願いします。

また、昼食を受け取るまでに長い列ができる可能性があります、その場合も濃厚接触を避けるため、前の人との間隔を1m程空けて並ぶようにしてください。

弁当等を持参した学生は、カフェテリア以外の7号館フリースペース、1号館ホール、2号館ラウンジ等の他、各教室等を利用して十分な間隔を保ちながら食事を摂るようにしてください。また、食事中は会話を極力減らし、飛沫が飛ばぬよう注意を払い、食事後は速やかにマスクを着用してください。

5. 青森県外への移動について

当面の間、教職員および学生の皆様の、緊急事態宣言対象地域への移動を原則として禁止いたします。やむを得ない事情で緊急事態宣言対象地域への往來をした場合は、帰青後2週間の「自宅待機」及び「健康観察」へのご協力をお願いいたします（記録にはホームページの学生専用ページ「健康観察兼行動履歴記録表」を利用ください）。

また、緊急事態宣言対象地域を除く県外への往來については、移動先の感染拡大状況を確認し、慎重に移動を検討してください。なお、県境を越えた移動をした際には、帰青後の2週間、しっかりと「健康観察」をしてください。

6. 外部講師、来客等の県外からの来校について

当面の間、青森県外からの外部講師、来客等の受け入れを、原則として禁止いたします。青森県外に居住する外部講師については、可能な限りオンラインでの講義に切り替えるようにしてください。

7. 学生会館について

日常的に室内の換気を行い、自室に友達を入れ談話することは控えてください。友達と談話する場合は、学術交流会館・国際交流会館は1Fホール、こぶし会館は2F和室などの広いスペースを利用してください。食堂で食事を摂る際は、十分な間隔を空けてください。こぶし会館はトイレが共同のため、使用前後は各自で消毒し衛生的に使用してください。また、感染者の発生、休校などになった場合は、状況により実家へ帰省していただく場合もあります。

8. 部活等、課外活動での注意

課外活動全般（強化指定部、サークル、その他諸活動含む）の規制を解除していますが、青森県外への遠征や対外試合の実施および当該地にキャンパスを置く大学等との交流、講師や学生等の招聘、その他接触のある活動は当面の間、禁止します。また、諸活動においては、基本的な予防対策を怠ることなく、活動内容を慎重に計画してください。なお、当面の間、飲食を伴う集会・歓迎会、集客を伴うイベントの開催等、学外での活動を原則として禁止します。

9. 授業環境の整備について

(1) 基本方針（先生方は授業中に学生に指示してください）

三つの条件（密閉、密集、近距離の会話）を極力避けることを基本方針とし、学生は、可能な限り一つずつ席を空けて着席してください。

(2) 換気の対応（可能な限り2か所以上の窓を開ける）

授業開始から45分後に担当教員が約10分間換気してください。教室内の気温の変化に応じた衣服等をご用意ください。

授業の終了時に授業担当教員が窓を開けてください。

次の授業開始時に授業担当教員が窓を閉めてください。

（受講学生に協力してもらい窓の開閉をしていただいても結構です）

(3) 受講生密集への対応

履修者数が把握できる授業について、適切な教室を手配しています。

教養科目の履修人数を定期試験時の最大収容人数に限定しています。

【経営法学部のみ】

選択専門科目の履修人数を定期試験時の最大収容人数に限定しています。

授業については、可能な限り座席指定を実施しています。

履修開始時の履修者過多については、可能な範囲で教室変更を実施しています。

(4) 探究の基礎、専門演習・看護研究・特別研究等ゼミの運営

コミュニケーションが必要な場合、向かい合った人同士の間隔が 1.5m 程度確保でき、換気できる環境であれば通常通り、研究室等での実施を可とします。

10. アルバイトについて

接待を伴う飲食店及び、マスクを外す場面のあるアルバイト活動を禁止いたします。

11. その他

図書館については入館人数制限（100 人）を行う場合もあります。また、一般の方の入館は当面の間、禁止とします。

※新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）利用のお願い

厚生労働省が 6 月 19 日にリリースした接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）は、利用者が新型コロナウイルス感染症の罹患者と接触した可能性がある際に、通知を受けられる機能を備えています。

このアプリはスマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用し、罹患者と利用者のスマートフォンが、約 1m 以内で 15 分以上接近した場合、これを検知し、利用者に対し『濃厚接触者』としての通知を行います。また、PCR 検査等による受診をスムーズに受けられるとされています。

このアプリは、利用時のプライバシーの保護においても十分なケアがされており、スマートフォンの位置情報等の情報は共有されないため、個人を特定するような情報が流れる心配はありません。何より、この種のアプリは利用者を増やすことで感染拡大防止への効果が期待できるものです。学生、教職員の皆様については、感染拡大防止に向けご活用いただくようお願いいたします。